

■児童クラブ等における留守家庭への支援

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館・ミニ児童会館事業〔再掲〕	<p>児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館<sup>42</sup>において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブ<sup>43</sup>に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。</p> <p>※放課後子ども総合プラン<sup>44</sup>に基づく目標事業量等  <b>【小学校に併設する児童会館及びミニ児童会館の箇所数】</b>                      平成26年度：87か所⇒平成31年度：96か所  <b>【放課後子供教室<sup>45</sup>の整備計画】</b>                      (平成27年度から平成31年度まで)                      すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数207か所を維持していく。  <b>【放課後児童クラブ<sup>46</sup>の開所時間】</b>                      児童クラブについては、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。</p>	子) 子ども育成部
【新規】新型児童会館整備事業〔再掲〕	<p>既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館<sup>47</sup>を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。</p>	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部 市) 地域振興部
【新規】放課後児童クラブの過密化の解消〔再掲〕	<p>ミニ児童会館や新型児童会館において、放課後児童クラブが過密化している場合は、小学校の余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等（以下、「余裕教室等」という。）の積極的な活用により、過密化の解消を図る。また、教育委員会及び子ども未来局が設置する連携会議において、ミニ児童会館及び新型児童会館の運営やその整備の推進、並びに余裕教室等の積極的な活用等について協議を行う。</p>	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部
【新規】放課後児童クラブの質の向上	<p>放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業員の配置を行う（児童おおむね40人に対し従業員2人以上）。また、放課後児童クラブに従事する者の処遇改善など放課後児童クラブの充実に向け、国に対して要望を行う。</p>	子) 子ども育成部
民間児童育成会 <sup>48</sup> への支援〔再掲〕	<p>「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行う。</p>	子) 子ども育成部

42 【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

43 【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

44 【放課後子ども総合プラン】すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。

45 【放課後子供教室】すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

46 【放課後児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

47 【放課後子ども館】小学校の余裕教室等の状況から当面ミニ児童会館の整備が困難な小学校区においてミニ児童会館の基準よりも小規模で実施する事業。

48 【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

事業・取組名	事業内容	担当部
ワーク・ライフ・バランス推進事業	市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行う。また、市内企業に対し、積極的な働きかけを行うとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行う。	子) 子ども育成部
仕事と家庭の両立を促進するための啓発	家事・育児などの責任を男女が共に担い、結婚・出産時においても継続して働き続けることができるよう、男女問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。	市) 男女共同参画室
女性社員の活躍応援事業	産休前研修や職場復帰前研修等を行い、働き続けることを望む女性が、出産や育児を機に仕事を辞めてしまわないよう、キャリアプラン <sup>49</sup> を立てるための支援を行う。	経) 雇用推進部

## 基本施策2 親子の健康を支える相談・支援の充実

### 〈施策の方向性〉

子どもの健やかな成長のためには、母親が健康で自信を持って育児することが重要となりますが、核家族化の進行（27ページ・図25参照）や地域のつながりの希薄化などから、祖父母や地域住民と出産や子育てについての知識や経験を共有する機会が少なくなっており、子育てへの不安や悩みを抱え孤立化する子育て家庭が増えていると考えられます。

今後は、保健、医療、福祉の連携を強化するとともに、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築し、安心して妊娠・出産でき、出産後も安心して子育てできる環境を充実させていく必要があります。

また、これから親となっていく思春期の世代に対する心と体の健康づくりについての普及啓発が重要であり、相談・支援の充実と併せて進めていく必要があります。

### 〈主な事業・取組〉

#### ■安心して妊娠・出産できる環境の整備

未受診妊婦の解消を図るとともに、妊婦支援相談事業などを活用して、支援を必要とする妊産婦には保健師等が中心となり継続的な支援を行うなど、すべての妊婦が安心して出産できる環境の整備に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
妊婦一般健康診査	より安心・安全な妊娠期を過ごし、出産を迎えるために、妊婦健診の費用の一部を助成する。	保) 保健所
妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
不妊治療支援事業	医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部を助成する。また、専門知識を持つ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図る。	保) 保健所

49 【キャリアプラン】自身の人生設計と照らして、今後どのように働き仕事をしていきたいか目標を持ち、その実現のために計画を立てること。

産婦人科救急医療運営事業	産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「産婦人科救急情報オペレーター業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦の不安を解消する「産婦人科救急電話相談」を実施する。	保) 保健所
--------------	--	--------

## ■親子の健康を支える環境の整備

育児不安の軽減、児童虐待の発生予防など、産後、親子が健やかに過ごすための切れ目のない支援体制を整えます。

また、夜間・休日の救急医療体制や子どもの医療費助成の維持など安心して医療を受けられる体制を維持するほか、健やかで豊かな食生活が送れる力を育む食育を引き続き推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（養育支援訪問事業）	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、疾病や障がいの早期発見、健全な発育・発達の促進、育児不安の軽減を図る。	保) 保健所
母子関連マス・スクリーニング <sup>50</sup> 事業	母子の病気の早期発見・治療により、心身障がいの発生を防止することを目的として、妊婦を対象とした「妊婦甲状腺機能スクリーニング」、新生児を対象にした「新生児マス・スクリーニング」、1歳6か月児を対象とした「神経芽細胞腫マス・スクリーニング」、生後1か月児を対象とした「胆道閉鎖症マス・スクリーニング」を実施する。	保) 衛生研究所
休日救急当番運営事業・二次救急医療機関運営事業	土日祝日などの休日における初期救急医療体制や、より大きなけがや病気の際に休日及び夜間に対応する二次救急医療機関の調整を行い、市民が安心して生活できる確実な救急医療体制を整備している。	保) 保健所
子ども医療費助成	中学生までの子どもに対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療部
食育 <sup>51</sup> の推進事業	子どもの健康的な食習慣の定着を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん」「日本型食生活」等、食育の普及啓発を行う。	保) 保健所
「たのしい給食の提供」と「食育の推進」	乳幼児の望ましい発育・発達を促し、食習慣の基礎が形成される大切な時期であることから、栄養バランスがとれた「たのしい給食」の提供を行う。また、望ましい食習慣や豊かな人間性の形成の基礎を育み、「生きる力」を培うことを目的とした食育の推進を行う。	子) 子育て支援部
食に関する学びの推進	地産地消 <sup>52</sup> やフードリサイクル <sup>53</sup> の取組を生かした学校給食を教材とした食に関する指導を推進するとともに、家庭への啓発を図る。また、食に関する指導の全体計画に基づき給食時間及び教科等における効果的な指導の充実を図る。	教) 生涯学習部

50【マス・スクリーニング】健康な人も含めた集団から、先天性の病気などを早期発見・早期治療することで、障がいの原因となる病気の発症を未然に防ぐ目的で行う検査。

51【食育】「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、生涯を通じて健全な食生活を実践できる人を育てること。

52【地産地消】地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

53【フードリサイクル】食育・環境教育の一つとして、給食調理の過程で発生する調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、農家がその堆肥を利用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に利用する、というリサイクル体制。正式名称は「さつほろ学校給食フードリサイクル」。

思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談などの充実を図るとともに、学校教育と連携した支援の仕組みなどを引き続き整備していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整える。	保) 保健所
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性・たばこ等に関する健康教育を行う。	保) 保健所
思春期精神保健ネットワーク事業	思春期の精神保健に携わる関係機関（保健福祉・医療・教育・司法）が情報を共有し、困難ケースの検討等を行い、連携を強化する。また、各分野の専門職を対象に、思春期精神保健研修会を開催する。	保) 障がい保健福祉部

## 基本施策3 子育て家庭に対する相談・支援の充実

### 〈施策の方向性〉

札幌市では、これまで、子育て家庭に対する相談・支援を充実させていくため、地域における子育て支援の中心的な役割を担う区保育・子育て支援センター（ちあふる）の設置整備や、子育てサロン<sup>54</sup>の拡充などを行ってきました。

しかし、平成25年度に実施した市民アンケート調査では、子育てについての相談体制に満足している人の割合が32.8%と低い結果となっています（10ページ参照）。また、平成25年度に行った別の調査において、子育ての悩みの相談相手と情報の入手先を聞いたところ、ともに家族・友人・知人と回答した割合が高くなっており、行政による相談窓口があまり活用されていないことがわかりました（33ページ・図33、図34参照）。

このことから、今後、子育てについての不安や負担の軽減をさらに図っていくためには、必要な時に行政の相談機関を気軽に利用してもらえる環境を整えていくことが必要だと考えられます。

そのためには、地域内の子育て支援に関わる施設や事業間の情報共有を推進するなど既存事業を有効に活用しながら相談・支援体制を整えることが重要であり、区保育・子育て支援センターの役割の見直しを図るとともに、保護者が子育てに孤立することのないよう様々な方法を検討し、子育て家庭への個別支援の強化などを進めていきます。

また、相談体制も含めて子育て支援に関わる情報をわかりやすく、また積極的に提供していくことも必要であるため、子育て支援情報の効果的な情報発信について検討を進めていきます。

一方、平成25年度に実施した就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果によると、「実際に予定している子どもの数」よりも「実際の子どもの数」が少ない理由として、「経済的な負担が増えるから」という理由が46.6%を占めているという結果がでされており（36ページ・図39、図40参照）、また、親の所得格差が子どもの教育環境に影響

54 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

を与えていることも指摘されています。

家庭の経済状況によって子どもの進路が狭められることのないように制度の充実を引き続き検討していくなど、厳しい財政状況ではありますが、子育て家庭の全体を視野に入れて、受益と負担の均衡を図りながら、今後も経済的な支援の実施に努めます。

## 〈主な事業・取組〉

### ■ 地域における子育て支援

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施する。	子) 子育て支援部
【拡充】区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業	保育機能の他に子育て相談や交流の場の提供など様々な子育て支援機能を持った、区における子育て支援の中心的役割を担う「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」を整備する。	子) 子育て支援部
【拡充】地域での子育てサロン	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンの立ち上げや運営の支援を行うほか、児童会館やNPO活動拠点を活用し、自由な交流や子育て相談等ができる「常設の子育てサロン」を地域ニーズを踏まえながら、より身近な場所に設置する。	子) 子育て支援部
【新規】利用者支援事業	区役所・ちあふる等の拠点において、子育て相談などにより、個別の子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築などを行う。	子) 子育て支援部
児童家庭支援センター運営費補助事業	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。	子) 児童相談所
サポートファイルさっぽろ	子どもの成長を記録し、関係者が子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのツール「サポートファイルさっぽろ」により、保護者の様々な相談に対しての一貫した支援をサポートする。	保) 障がい保健福祉部
病後児デイサービス事業	病後児（生後5か月～小学校3年生）を一時的に預かる病院等の併設施設を増やすことを検討する。	子) 子育て支援部
【拡充】さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する。	子) 子育て支援部
【拡充】札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する。	子) 子育て支援部
【拡充】一時預かり事業	断続的・短時間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に、認可保育所等において一時的に保育を実施する「一時預かり事業」を拡充していく。	子) 子育て支援部

さっぼろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、乳幼児10か月健診会場で行われている絵本の読み聞かせに併せ絵本一冊を配布する。	子) 子育て支援部
家庭教育学級の推進	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部
親育ち応援団の充実	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
幼児期の学校教育の保護者等への啓発・支援の推進	未就園児を対象とした幼稚園体験イベントや保護者を対象とした講演会、さらに市立幼稚園・認定こども園の「子育て広場」における講座等を行い、幼児期の学校教育の在り方や子育てに関する啓発や支援、教育相談を進める。	教) 学校教育部

### ■ 経済的な支援

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等 <sup>55</sup> の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図る。	子) 子育て支援部
私学助成	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行う。	子) 子育て支援部 子) 子ども育成部
奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生または生徒に、返還義務のない奨学金を支給し、有用な人材を育成する。	教) 学校教育部
就学援助	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行う。	教) 学校教育部
【拡充】助産施設	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けられる「助産施設」を拡充する。	子) 子育て支援部

## 基本施策4 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実

### 〈施策の方向性〉

近年、地域における安全・安心に対する機運が高まっているものの、今なお、子どもを対象とした犯罪が後を絶ちません。平成25年度に実施した市民アンケート調査の結果でも、子育てに対して不安や負担を感じている人の44%が、「子どもの外遊びや登校などの目の届かない時の安全に関すること」に不安を感じていることがわかっています。

このことから、子どもが犯罪被害や交通事故に遭うことのない安心・安全な環境を推進

55 【特定教育・保育施設等】 子ども・子育て支援法による確認を受ける認定こども園、幼稚園及び保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業等をいう。

していくため、学校や地域と連携を図りながら、自ら身を守ろうとする態度や交通安全について普及啓発を図るとともに、地域の見守り活動を充実させていきます。

また、保護者が安心して子育てを行うためには、子育てに適した生活空間の整備を図っていくことも重要であることから、引き続き子育て支援住宅の建設などを進めていきます。

## 〈主な事業・取組〉

### ■子どもの安全・安心を確保する地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。	市) 地域振興部
登下校時の見守り活動等の推進	地域の子ども見守り活動を推進し、子どもの安全確保を図るため、市立幼稚園・小学校・特別支援学校を対象に、登下校時の見守り活動、危険個所の巡視等を行うボランティアをスクールガードとして登録し、活動を行う。	教) 生涯学習部
学校における安全教育の充実	各学校・地域の実態に即した学校安全計画に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育の充実を図る。	教) 学校教育部

### ■子育てに適した生活空間の整備

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援住宅の建設（市営住宅東雁来団地）	安心して子どもを産み育てることのできる居住環境づくりのため、子育て世帯を対象とした市営住宅を整備する。	都) 市街地整備部
公的住宅の供給	市営住宅の募集時において、母子（父子）・多子・多家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を引き続き実施する。	都) 市街地整備部

## 基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

### 〈現状と課題〉

近年は、遊びや学びの態様が次第に変化するとともに、核家族化の進行（27ページ・図25参照）や地域のつながりの希薄化などに伴って家庭や地域における教育力の低下が指摘されていますが、札幌市では、学校教育や保育、子どもの創造性を喚起する様々な体験機会を地域とも連携を図りながら提供してきたほか、家庭教育学級など親育ち支援も併せて行うことで、子どもの健やかな成長を促してきました。

子どもの健やかな成長を支えるうえでは、様々な体験活動の経験が重要となりますが、平成25年度に実施した実態・意識調査では、「札幌は子どもが、自然、社会、文化などの体験がしやすい環境だと思う」と回答した割合は、大人で54.9%、子どもが59.3%となりました（9ページ参照）。

権利条例の趣旨である「子どもの最善の利益」の実現に向けては、子どもが関わるあらゆる場が、自立した社会性のある大人へと成長する場であるとの共通認識のもと、より一層社会全体が連携・協力しながら、各施策で量的にも・質的にも拡充を図っていく必要があります。

一方、若者を取り巻く現状については、近年の生活様式の多様化や雇用状況の悪化などの影響から、ひきこもりやニート<sup>56</sup>など社会的自立に困難を抱える若者は多く、平成23年度の札幌市の調査においても、市内のひきこもりの推計数は9,523人と、若者の62.5人に1人相当の数値（17ページ・表2参照）となっていることから、困難を抱える若者が、様々なまちづくり<sup>57</sup>活動へ主体的に参加し、社会的に自立していくことができるような環境を整えていく必要があります。

## 基本施策1 幼児期の学校教育・保育の質の向上

### 〈施策の方向性〉

幼児期は、心情や基本的な生活習慣など、人格形成の基礎を培う非常に重要な時期です。

幼児期の子どもは、遊びや人との関わりを通して、自我や主体性を形成していくとともに、自分の周りを取り巻く社会への感覚を養うことで日々成長していくことから、この時期に質の高い学校教育・保育を安定的に提供することは、子どもの心身の健やかな成長を促進するうえで重要な意味を持ちます。

札幌市の就学前児童が日中に過ごす場を見ると、年齢が上がるにつれ、保育所または幼稚園に通う割合が増え、5歳児では、約95%が保育所または幼稚園を利用しています（12ページ・図1参照）。

このことから、幼児期の学校教育・保育に携わる幼稚園や保育所などの果たす役割が重要であることがわかります。

このため、札幌市においては、幼児期における子どもに質の高い教育・保育を安定的に提供するため、幼保小との密接な連携のもと、実践研究などによる幼児期の学校教育の充実や保育者に対する研修の充実などを推進していきます。

56 【ニート】 仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

57 【まちづくり】 ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。

## 〈主な事業・取組〉

事業・取組名	事業内容	担当部
教育・保育の質の向上	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業 <sup>58</sup> 職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行う。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図る。	子) 子育て支援部 教) 学校教育部
認可外保育施設立入調査(巡回指導)	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施する。また、届出制の対象外施設である事業所内保育施設等に対しても児童福祉の観点から巡回指導による指導監督を実施する。	子) 子育て支援部
市立幼稚園研究実践の推進と発信	遊びを通して健やかな身体、豊かな心、学ぶ力など、生きる力の基礎を育む質の高い幼児期の学校教育を推進するため、市立幼稚園・認定こども園が実践研究に取り組み、その成果を市内の私立幼稚園・認定こども園・保育所等に発信する。	教) 学校教育部
幼児教育センターと市立幼稚園におけるセンター機能の充実	幼児教育センターと市立幼稚園・認定こども園が、札幌市の質の高い幼児期の学校教育を推進するためのセンター機能を担い、研究・研修の実施、幼児期の特別支援教育の区内体制の充実、幼保小連携の推進を図る。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、各区の園長・校長及び連携当事者が一堂に会する幼保小連携推進協議会を設け、職員交流や研究交流・情報交流などを行う。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

## 基本施策2 充実した学校教育等の推進

### 〈施策の方向性〉

子どもが将来自立した社会性のある大人へと成長していくためには、子どもが多くの時間を過ごす「学校」での取組は大変重要です。

札幌市の学校教育においては、自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進として、「分かる・できる・楽しい授業の推進」、「課題探究的な学習の推進」、「体力向上の推進」、「進路探究学習の推進」、「札幌らしさを実感するとともに国際性を育む学びの充実」などに特に力を入れて取組を推進していますが、今後も「自立した札幌人」の育成に向け、創造的に考え、主体的に行動したり、ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続けたりする子どもを育ていけるよう、取組を推進していきます。

また、子どもの教育に関し、親等が家庭で子どもに対して行う家庭教育は、すべての教育の出発点であることから、家庭の教育力の向上を図ることは極めて重要であるとともに、社会全体で子どもを支えていくためには、学校と地域がお互いの教育力を最大限に発揮して、一体的な取組を進めることが不可欠です。このことから、家庭や地域の持つ力が十分に発揮されるよう、親の育ちを支えるとともに、地域で活動する方々の協力を得ながら、子どもを見守り豊かに育むための「家庭及び地域における教育力の向上」に努めていきます。

58 【地域型保育事業】 児童福祉法に基づく認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業をいう。

## 〈主な事業・取組〉

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぼろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	「分かる・できる・楽しい授業」づくりに向け、各学校において、それぞれの実情に合わせた学力の3要素（学ぶ意欲、学んだ力〔基礎的・基本的な知識・技能〕、活かす力〔思考力・判断力・表現力等〕）のバランスを分析し、「『学ぶ力』育成プログラム」を作成・実行するとともに、家庭や地域と一体となった取組を促進するために情報発信を充実させ、さらに、市全体の共通指標（子どもの自己評価）を導入して、検証改善サイクルの確立を図る。	教) 学校教育部
【新規】市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校において、国際バカロレアのプログラムを活用した課題探究的な学習モデルを推進し、すべての市立学校において思考力・判断力・表現力や国際感覚、課題発見解決力等を育成する学習を充実・発展させる。	教) 学校教育部
体力向上の推進	体力・運動能力、運動習慣に関する各種調査の実施や体力向上策等の実践研究とともに、「さっぼろっ子『健やかな身体』の育成プラン」を踏まえた、体育等の授業改善の取組や縄跳び運動の推奨・促進など運動に親しむための工夫・環境づくり等により、各学校での指導の充実を図るほか、運動部活動の充実に向けた検討と取組を一層推進する。また、家庭での日常的な取組や地域でのスポーツイベント等への参加について啓発するなど、家庭や地域と連携した取組を推進する。	教) 学校教育部
進路探究学習の充実	主体的に自己の進路を選択できる能力を高め、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質や能力を育むため、小学校段階から職業体験などの社会体験を多く経験し、働くことや職業を自分との関わりの中で考えたり、自分の将来を展望したりするなど、自分らしい生き方を考えていけるよう、進路探究学習を充実する。	教) 学校教育部
札幌らしい特色ある学校教育の推進	各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。	教) 学校教育部
外国語指導助手（ALT）の活用の推進	外国語活動及び外国語の授業等を通して、児童生徒の異文化を理解し協調する態度やコミュニケーション能力を育むため、外国語指導助手（ALT）を配置し、その活用の工夫を図る。	教) 学校教育部
情報教育の充実	日常的に様々なメディアやICT（情報通信技術）を活用した学習機会の充実を図り、子どもが情報モラルを含めた情報活用能力を身に付けられるような取組を行う。	教) 学校教育部
家庭教育学級の推進〔再掲〕	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部
親育ち応援団の充実〔再掲〕	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部

サッポロサタデー スクール事業の実施	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用した学習支援や地域の伝統文化体験活動等のプログラムを土曜日や学校の長期休業中に学校施設等を活用して実施することを通じて、地域の教育力の向上を図るとともに、地域と学校の連携の仕組みを整える。	教) 生涯学習部
-----------------------	---	----------

## 基本施策3 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実

### 〈施策の方向性〉

子どもの心身の健全な育成を促すためには、まず子どもが安心して自由に遊べる場所を地域に確保することが重要です。

札幌市では、これまで、子どもが安心して自由に遊べる場所として、公園・緑地等の整備を進めきたほか、児童会館やミニ児童会館<sup>59</sup>などを整備し、小学校区ごとに放課後の居場所づくりを進めてきました。

さらに、放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図るため、児童会館やミニ児童会館に児童クラブ<sup>60</sup>を開設し、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ってきました。また、一定の要件のもとで民間児童育成会<sup>61</sup>への助成を行ってきました。

しかしながら、一部の放課後児童クラブ<sup>62</sup>においては、登録児童数の増加により、過密化が生じていることから、これを解消していく必要があります。

このことから、札幌市では、子どもが安心して自由に遊べる場所として、引き続き、公園・緑地等の整備や児童会館・ミニ児童会館事業等を推進するとともに、小学校と児童会館の併設化や民間児童育成会とも連携を図りながら札幌市全体で、放課後児童クラブの過密化の解消と利便性の向上を図っていきます。あわせて、児童会館等の遊びの場・生活の場としての機能の充実に努めていきます。

また、次代を担う子どもが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら自己を確立できるよう、幼児期から学童期を通して、様々な体験活動の機会を提供していく必要があります。

札幌市では、子どもの自主性、創造性、協調性を育むために、既存の公園などを活用しながら子どもが自由に遊べる場「プレーパーク」の拡充や文化・芸術、スポーツ活動など、多様な体験機会を提供してきました。

今後も様々な団体や地域とも連携しながら、札幌の自然や文化などの特徴なども生かして、引き続き、子どもの健やかな成長を育む多様な体験機会の提供を推進していきます。

このほか、近年のインターネットや携帯電話の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会が増えていることなども含め、子どもの健全な育成に悪影響を与えることのないよう、有害環境の排除や保護者や子どもへの啓発活動等を地域ぐるみで推進します。

59 【ミニ児童会館】 小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

60 【児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

61 【民間児童育成会】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

62 【放課後児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

## 〈主な事業・取組〉

### ■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

事業・取組名	事業内容	担当部
公園・緑地等の整備	身近な緑を増やし、均衡のとれた街並みの形成を図るとともに、今ある緑を保全、育成する。	環) みどりの推進部
地域と創る公園再整備事業	公園の再整備に際し、公園利用者のニーズに沿った公園を創るためにワークショップ等を積極的に活用し、より合目的な整備計画の充実を図る。	環) みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業	公園利用者の利便性の向上の為、ユニバーサルデザイン <sup>63</sup> に配慮しながら公園整備を進める。	環) みどりの推進部
児童会館・ミニ児童会館事業	<p>児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。</p> <p>※放課後子ども総合プラン<sup>64</sup>に基づく目標事業量等 【小学校に併設する児童会館及びミニ児童会館の箇所数】 平成26年度：87か所⇒平成31年度：96か所 【放課後子供教室<sup>65</sup>の整備計画】 (平成27年度から平成31年度まで) すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数207か所を維持していく。 【放課後児童クラブの開所時間】 児童クラブについては、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。</p>	子) 子ども育成部
【新規】新型児童会館整備事業	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館 <sup>66</sup> を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部 市) 地域振興部
【新規】放課後児童クラブの過密化の解消	ミニ児童会館や新型児童会館において、放課後児童クラブが過密化している場合は、小学校の余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等（以下、「余裕教室等」という。）の積極的な活用により、過密化の解消を図る。また、教育委員会及び子ども未来局が設置する連携会議において、ミニ児童会館及び新型児童会館の運営やその整備の推進、並びに余裕教室等の積極的な活用等について協議を行う。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部
民間児童育成会への支援	「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付等を行う。	子) 子ども育成部
児童会館における中・高校生の利用促進	中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を延長する等の方法により、利用の促進を図る。	子) 子ども育成部

63 【ユニバーサルデザイン】 子ども、高齢者、障がい者のための特別な仕様を作るのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

64 【放課後子ども総合プラン】 すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。

65 【放課後子供教室】 すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

66 【放課後子ども館】 余裕教室がなく、当面ミニ児童会館が整備できない小学校において、放課後等に一時的に使われていない教室等を活用し、放課後の居場所とする事業。

【新規】児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定など、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開する。	子) 子ども育成部
------------------	---	-----------

#### ■多様な体験機会の提供

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】「子どもの体験活動の場」事業	子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の1階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間をつくる。	子) 子ども育成部
【拡充】プレーパーク推進事業	子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場を地域住民等が開催・運営する取組「プレーパーク」を推進する。	子) 子ども育成部
小・中・高校生等の育児体験支援	小・中・高校生等を対象として、乳幼児とふれあうことにより、命の尊さ、男女がともに育児に関わることの大切さ等を伝えていくため、子育て支援総合センターや学校を会場とする子育てサロン等において、子育てに関する多様な体験ができる場を提供する。	子) 子育て支援部

#### ■子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業・取組名	事業内容	担当部
心豊かな青少年を育む札幌市民運動	これまでの「非行化防止」から「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、全市的な取組としての「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を設置し、各地域での啓発活動を展開する。	子) 子ども育成部
青少年育成委員会事業〔再掲〕	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90地区・1,800人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談〔再掲〕	思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。	子) 子ども育成部

## 基本施策4 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実

### 〈施策の方向性〉

ひきこもりやニート<sup>67</sup>などの困難を抱える若者が真に社会の一員として自立するためには、単に親から独立して、就職したり家庭を築くだけでは不十分であり、若者同士での仲間づくりや、地域社会への自主的な参加など、社会性を身に付けることが重要です。

また、若者の自立を進めていくうえでは、地域における教育機関や企業・団体など、関

67 【ニート】 仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

係機関と連携・協力して支援していく必要があるとともに、小中学校での不登校が長期のひきこもりにつながっていくことがあることから、少年期からの連続した支援が必要となります。

札幌市では、これまで、若者の社会参加と自立の支援施策の指針となる「札幌市若者支援基本構想」（平成21年4月策定、計画期間：平成22年度～平成31年度）に基づき、「さっぽろ若者支援ネットワーク」の中核施設として「若者支援総合センター」が、困難を抱える若者の社会的セーフティネット<sup>68</sup>の役割を果たすとともに、関係機関との連携・協力による若者同士の交流促進や就労支援の実施など、社会的自立を促してきました。

今後も、若者支援総合センターを中核施設として、教育機関などと連携した自立支援プログラムの充実を図るとともに、身近な地域における相談・支援や少年期からの連続した相談・支援を推進していきます。

さらに自立が必要な若者の社会参加を促進するため、地域の企業や団体とのネットワーク充実のもと、伴走型支援<sup>69</sup>者の育成などによる就労支援の充実を図っていきます。

## 〈主な事業・取組〉

事業・取組名	事業内容	担当部
中学校卒業等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態となることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や児童会館等を活用した学び直し支援を実施する。	子) 子ども育成部
市立札幌大通高等学校の支援	市立札幌大通高等学校に在籍する不登校経験や発達上の課題を抱える生徒等に対し、学び直しの機会などを提供するなど、外部支援者の協力を得ながら組織的・継続的に支援を行うとともに、生徒が地域社会の中で貢献できるような活動も行いながら、個々の生徒の社会的自立を図る。	教) 学校教育部
困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実	若者支援施設の中核である札幌市若者支援総合センターにおいて、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるように取り組む。	子) 子ども育成部
【拡充】社会体験機会創出事業	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等とのマッチングを実施する。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整をはじめとする伴走型支援に取り組む。	子) 子ども育成部

68 【セーフティネット】「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

69 【伴走型支援】支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

## 基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

### 〈現状と課題〉

権利条例では、「すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくこと」を、大人の責務として明記しています。

また、子ども・子育て支援法の基本理念では、「子ども・子育て支援給付その他子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と明記されていますが、すべての子どもの健やかな成長のためには、地域や関係機関との十分な連携のもと、個々の子どもが置かれた状況や有している課題に配慮したきめ細やかな支援を進める必要があります。

基本目標4では、虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、配慮を要する子どもたちが、適切な支援を受けて自立していける環境を目指し、体制の充実を進めていきます。

札幌市では、「社会的養護」のもとで生活する子ども（家庭を離れて里親や児童養護施設等で生活する子ども）の数は、過去5年間の推移をみても600人を超える水準で推移していますが（24ページ・図20参照）、その多くが、虐待等により心に深い傷を負っています。

こうした子どもたちの支援においては、大人との安定した関係のもとで「大切にされる経験」を重ね、安心感や自己肯定感を育むことが重要であり、そのため、社会的養護においては、大規模な施設環境ではなく、少人数による「家庭的な環境」が望ましいとされています。

国の指針においては、最も家庭的な環境である里親やファミリーホーム<sup>70</sup>を推進するとともに、児童養護施設の小規模化（定員減及び小規模ケア化<sup>71</sup>）、地域分散化<sup>72</sup>（グループホームの設置）を進めることとしており、札幌市においても、より家庭的な環境を提供できる環境整備を進める必要があります。

また、自立の際にも保護者からの支援を受けにくい子どもたちであることを踏まえ、退所後の社会的自立に向けた支援についても、引き続き進めていく必要があります。

札幌市における18歳未満の身体障害者手帳の所持者数は1,600人程度で推移していますが、療育手帳の所持者数は、平成20年度の3,482人から平成25年度は4,696人と、6年間で約35%も増加しており、支援を必要とする障がいのある子どもは増加しています（15ページ・図8参照）。

さらに、障がいや確定できない発達が気になる子どもや親が障がいに気付けない子どもなど、潜在的に支援を必要とする子どもの数も多いものと考えられます。

札幌市では、このよう状況の中で、乳幼児健康診査の充実など、様々な方法で障がいの早期発見・早期療育に取り組むとともに、通所型の福祉サービスの充実や学校教育に

70 【ファミリーホーム】1ホームの定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

71 【小規模ケア化】児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

72 【地域分散化】施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしておくこと。

おける特別支援学級の増設などに取り組んできました。

今後、誰もが互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けては、より一層社会全体が、障がいのある子どもたちへの理解を深めるとともに、不安を抱える保護者の心情に寄り添いながら、合理的な配慮のもとで支え合う環境を整えていくことが求められています。

ひとり親家庭の世帯数の状況については、母子家庭、父子家庭ともに世帯数が増加傾向にあります（27ページ・図26参照）、多くの家庭において、不安定な収入による生活への不安など多岐にわたる問題を抱えています。

札幌市では、これまで、母子家庭等自立促進計画（第1次（平成17年度～平成19年度）、第2次（平成20年度～平成24年度））に基づき、子育て・生活支援や就業支援の充実など、計画に掲げた施策を着実に実施してきました。

しかしながら、平成24年10月に実施したひとり親家庭等に対するアンケート調査では、多くのひとり親家庭において、子どもの学習面で不安を抱えていること、就業・収入が不安定であることなどが明らかになるとともに、ひとり親家庭を対象とした行政施策の認知度が低いという状況が判明しており、今後は、これらの課題に対応するため、施策のより一層の推進が求められています。

## 基本施策1 社会的養護の取組の充実

### 〈施策の方向性〉

保護者から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちに対しては、安全・安心な環境を保障し、特定の大人との安定した関係の中で「信頼感」や「自信」を得て健やかに成長できる「家庭的な環境」を提供する必要があります。

札幌市では、これまでも、里親やファミリーホーム<sup>73</sup>の拡充、児童養護施設の小規模ケア化<sup>74</sup>や地域分散化<sup>75</sup>等、家庭的な養育環境を整備してきました。

今後も、より多くの子どもたちに適切な環境を提供できるよう、引き続き社会的養護体制の整備を推進していきます。

併せて、施設職員の専門性向上に取り組むとともに、将来の自立を援助する方策として、学習支援や就労支援等を引き続き進めていきます。

### 〈主な事業・取組〉

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】家庭的な養育環境の整備	里親の委託を進めるとともに、5～6人の子どもを養育者の住居で育てる「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」を実施する。さらに、老朽化した児童養護施設については、国の指針に基づき、ケア単位の小規模化及びグループホームの設置を進める。	子) 児童相談所
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる。	子) 児童相談所

73 【ファミリーホーム】1ホームの定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

74 【小規模ケア化】児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

75 【地域分散化】施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしておくこと。

児童養護施設等基幹的職員研修会の実施	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図る。	子) 児童相談所
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を実施する。	子) 児童相談所
施設に入所している子への学習・就労支援	施設等に入所中の子どもに対し、大学生などの有償ボランティアによる学習支援を行うとともに、「就労支援コーディネーター」を派遣し、きめ細やかな就労支援を行う。	子) 児童相談所
【新規】情緒障害児短期治療施設の開設	休止中の児童心療センターの入院病棟を活用し、被虐待などで心の問題を抱え、家庭や学校などで適応が難しい子ども達に対して心理治療、支援を行う児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設）を平成27年4月に開設する。	保) 子ども発達支援総合センター

## 基本施策2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実

### 〈施策の方向性〉

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」を目指し、障がいのある子どもが個々の力を十分に発揮して成長できるよう、障がいや発達の状況に応じた配慮のもと、障がいのない子どもと共に成長していける環境づくりを社会全体で進めていくことが重要です。

また、平成25年度に実施した障がいのある子どもの保護者を対象としたアンケート調査において、今後の教育や療育について、どのような点に力をいれるべきか聞いたところ、「義務教育終了後の進路の確保（49.0%）」「障がいに応じた教育内容の充実（45.9%）」「通常の学級、保育所、幼稚園への受入れの充実（33.1%）」との回答が上位を占める結果となりました（17ページ・図10参照）。

これらのことから、今後は可能な限り障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に成長できるよう保育所や幼稚園、学校などの受入れ体制の充実を図るとともに、身近な地域における障がい児支援等の専門的な支援の場・相談の場の確保に努めるなど、関係機関や地域住民と密接に連携し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な福祉サービスの提供体制を整えていきます。

### 〈主な事業・取組〉

#### ■ 乳幼児期における早期発見・早期対応

事業・取組名	事業内容	担当部
乳幼児健康診査 〔再掲〕	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、疾病や障がいの早期発見、健全な発育・発達の促進、育児不安の軽減を図る。	保) 保健所

乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介を行う。	保) 保健所
療育支援事業 (さっぼ・こども広場)	発達に心配のある子どもを対象に、市内21会場で療育支援を行い、子どもの発達を促すとともに、保護者の悩みや相談に応じ、適切な情報提供を行う。	子) 児童相談所
障がい児医療訓練事業	発達の遅れや身体の障がい疑われる乳幼児を早期に診断し、療養生活における不安の解消を図るため、療育に関する相談、指導を行う。	保) 子ども発達支援総合センター
幼児教育センターと研究実践園の教育相談の充実	就学前(主に2歳から6歳まで)の発達に心配のある幼児をもつ保護者を対象として、幼児教育センターと研究実践園において、支援の在り方や就学に向けた教育相談を実施する。	教) 学校教育部
【新規】子ども発達支援総合センターの開設	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を多角的に提供することを旨とする複合施設として、平成27年4月に子ども発達支援総合センターを開設する。 【複合施設構成施設】 ・子ども心身医療センター(診療所・新設) ・自閉症児支援センター(福祉型障害児入所施設・新設) ・児童心理治療センター(情緒障害児短期治療施設・新設) ・かしわ学園(福祉型児童発達支援センター <sup>76</sup> ・既設) ・ひまわり整肢園(医療型児童発達支援センター <sup>77</sup> ・既設)	保) 障がい保健福祉部 保) 子ども発達支援総合センター

#### ■ サービス提供体制の充実

事業・取組名	事業内容	担当部
児童発達支援・放課後等デイサービス	〈児童発達支援〉 未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。 〈放課後等デイサービス〉 就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	保) 障がい保健福祉部
医療型児童発達支援	就学していない肢体不自由児に対し、児童発達支援とともに、理学療法などでの機能訓練を行う。	保) 障がい保健福祉部
保育所等訪問支援	障がい児を対象として、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行う。	保) 障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行う。	保) 障がい保健福祉部
自閉症・発達障害支援センター事業	発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児・者や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。	保) 障がい保健福祉部
障がいのある子どもへの移動支援	障がいのある子どもの通学時の安全確保や保護者の就労を促進するため、保護者の就労や障がい等により通学に付き添うことができない世帯を対象として、一人での通学が困難な子どもへの移動支援を行う。	保) 障がい保健福祉部

76 【福祉型児童発達支援センター】児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を支援する施設への援助や助言を行う施設。

77 【医療型児童発達支援センター】医療型児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を支援する施設への援助や助言を行う施設。

地域ぬくもりサポート事業	障がいのある人に対する理解促進を図り、自立生活を地域全体で支えていくため、地域住民による有償ボランティア活動を支援する仕組みを整備する。	保) 障がい保健福祉部
【新規】子ども発達支援総合センターの開設 [再掲]	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を多角的に提供することを旨とする複合施設として、平成27年4月に子ども発達支援総合センターを開設する。 【複合施設構成施設】 ・子ども心身医療センター（診療所・新設） ・自閉症児支援センター（福祉型障害児入所施設・新設） ・児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設・新設） ・かしわ学園（福祉型児童発達支援センター・既設） ・ひまわり整肢園（医療型児童発達支援センター・既設）	保) 障がい保健福祉部 保) 子ども発達支援総合センター

### ■ 学校教育・保育等における支援体制

事業・取組名	事業内容	担当部
障がい児保育事業（障がい児保育巡回指導含む）	認可保育所に入所している障がい児に対して、一人一人の障がいに配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士（必要に応じて保護者）に対して、専門職による支援を行う。	子) 子育て支援部
幼稚園訪問支援等を通じた私立幼稚園における特別支援教育の推進	私立幼稚園で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、市立幼稚園の幼児教育支援員が私立幼稚園を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談を行うとともに、特別支援担当者向け研修会を実施するなど、私立幼稚園の支援体制の構築と特別支援教育の質的向上を図る。	教) 学校教育部
支援をつなぐ幼保小連携の推進	特別な教育的支援を必要とする子どもについて、幼稚園・認定子ども園・保育所等から小学校へ情報をつなぐための区幼保小連携推進協議会や医療・福祉等の関係諸機関を交えて移行期の適切な支援を検討するケース検討会議の推進などを通して、幼児期から児童期への円滑な接続を行う。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部
校内における子どもの支援体制の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに対して学校生活上必要な支援を行う学びのサポーターの効果的な活用をはじめ、支援を要する子どもへの校内支援体制の充実を図る。	教) 学校教育部
個別の教育支援計画作成による支援の推進	各学校に対して、子どもの成長の様子や必要な支援などが記録されているサポートファイルの活用を促すなどとして、特別な教育的支援を必要とする子どもの「個別の教育支援計画」の作成を推進するとともに、就学、進学時等の引継や関係機関との連携など、計画を活用した支援の充実を図る。	教) 学校教育部
【拡充】特別支援学級の整備・拡充	できるだけ身近な地域で学べる環境づくりを目指し、子どもの状態等に十分配慮しながら、特別支援学級の整備・拡充を図る。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校で学ぶ子どもが居住する地域の小・中学校で学ぶことを支援する地域学習の充実を図るなど、障がいのある子どもとない子どもとのふれあいや共に学ぶ取組を推進する。	教) 学校教育部

【新規】市南部への高等支援学校の整備	市内の高等支援学校（高等養護学校）が、市北部に偏在していることによる、障がいのある生徒の遠距離通学の解消を図る。	教）学校教育部
教育相談の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者への教育相談の充実を図る。	教）学校教育部
児童会館等における障がい児の受入	児童会館やミニ児童会館 <sup>78</sup> 等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、より利用しやすい環境づくりを進める。	子）子ども育成部

## 基本施策3 ひとり親家庭への支援の充実

### 〈施策の方向性〉

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えている家庭が多いことから、個々の家庭の状況に応じた就業支援や経済的支援など、きめ細やかで総合的な支援が必要です。

さらに、ひとり親家庭の子どもについても、親との死別、離別といった経験や生活環境の変化により、学習や進学に対する不安や生活上の悩みを抱えがちであることから、子どもの成長過程における不安等への十分な配慮が必要となります。

札幌市では、これまでの母子家庭等自立促進計画に、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や各種就業支援の父子家庭への対象拡大などの支援策を加える形で、新たに「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を平成26年1月に策定したところであり、就業機会を創出するための支援や子どもへの学習支援など、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健全な成長」を基本理念に、母子福祉団体などの関係団体とも連携しながら、きめ細やかで総合的な支援を推進していきます。

### 〈主な事業・取組〉

事業・取組名	事業内容	担当部
母子家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事の援助を行う。	子）子育て支援部
母子生活支援施設	生活、住宅、就職等の問題を抱える母子に生活の場を提供するとともに、自立のための支援・指導を行う。	子）子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子ども(小学校3年生～中学校3年生)に対し、学習支援により学習習慣を身に付けさせ、基礎学力の向上を図るとともに、進路等の相談を通じひとり親家庭の自立を促進する。	子）子育て支援部
ひとり親家庭等就業支援センター事業	就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。	子）子育て支援部
ひとり親家庭就業機会創出事業	ひとり親家庭の就業機会を創出するため、ひとり親家庭に理解ある企業を開拓し、ひとり親家庭を対象として合同就職説明会を実施する。	子）子育て支援部

78 【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

母子家庭等自立支援給付金事業	資格取得や職業能力開発を目的とした講座を受講したり、資格取得に係る養成校に通った場合に、給付金を支給し、就職活動に有利な技能取得を支援する。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療部
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要とする資金の貸付を行い、ひとり親家庭等の自立を促進する。	子) 子育て支援部